

国家戦略特別区域法における国有林野の管理経営に関する法律の特例措置等 (国有林野の民間貸付・使用の拡大)の概要

民有林の経営規模の拡大をはじめ、地域の産業振興を後押しする観点から、国家戦略特別区域法等において、国有林野の林地の貸付・使用に関する対象面積・対象者を拡大する特例を設ける。

現状

現行、林業用を含めた非公共用での貸付・使用については、

- ① 対象面積は5ha以内（国有林野管理経営法）
- ② 所在地域の住民が林業等に供する場合に限定（運用通達）

見直し後

国家戦略特区においては、

- ① 対象面積の上限を10haに拡大（国家戦略特区法で特例を措置）
- ② 対象者を地域住民に加え、民有林と国有林を一体的に活用して経営を効率化しようとする者を対象（具体的には通達で規定）

効果

民有林の経営規模の拡大をはじめ、地域の産業振興を後押し

(参考)

国有林野の管理経営に関する法律(昭和26年法律第246号)(抄)

(国有林野の貸付け、売払い等)

第七条 第二条第一項第一号の国有林野は、次の各号のいずれかに該当する場合には、その用途又は目的を妨げない限度において、契約により、貸し付け、又は貸付け以外の方法により使用(収益を含む。以下同じ。)させることができる。

- 一 公用、公共用又は公益事業の用に供するとき。
- 二 土地収用法(昭和二十六年法律第二百十九号)その他の法令により他人の土地を使用することができる事業の用に供するとき。
- 三 第六条の二第一項の計画に従つて整備される公衆の保健の用に供する施設の用に供するとき。
- 四 放牧又は採草の用に供するとき。
- 五 その用途又は目的を妨げない限度において、貸し付け、又は使用させる面積が五ヘクタールを超えないとき。

国有林野の貸付け等の取扱いについて(昭和54年林野庁長官通知)(抄)

2 用途

(1) 国有林野の貸付け又は使用は、原則として次に掲げる場合に行うものとする。

ア 法第7条第1項第1号から第4号までに掲げる用に供する場合

イ 法第7条第1項第5号に掲げる場合にあっては、次のいずれかの用に供する場合

(ア) 国有林野の所在する地域の住民及びこれらの者が組織する団体の農業、林業、水産業その他の生業の用に供する場合

(イ) 国有林野内の土石、地熱等地下資源の開発及び地下の利用に関する事業の用に供する場合

(ウ) 風力、小水力等の自然エネルギーを利用した発電のための事業の用に供する場合

(エ) 国有林野の所在する地域の特産物の生産、加工等当該地域の産業の振興に寄与する事業の用に供する場合

(オ) 生活環境の保全、災害防止その他の地域住民の福祉の向上のための施設の用に供する場合

(カ) 災害等に係る応急措置又は災害復旧の用に供する場合

(キ) 仮設の建物若しくは工作物又は臨時設備であって一時的に使用することが明らかなものの敷地の用に供する場合

国家戦略特区における追加の規制改革事項等について(抄)

平成26年10月10日
国家戦略特別区域諮問会議

4. 新たな地方創生モデルの構築

(2) 国有林野の民間貸付・使用の拡大

- 国有林野の管理経営に関する法律に基づき、現在、国有林野の林地の貸付を受け、使用できる対象者は、その所在する市町村の住民等に限定されており、対象面積も5 ha以下とされている。
- 規模が零細で単独では効率的な施業が実施困難な民有林の経営規模の拡大をはじめ、地域の産業振興を後押しする観点から、貸付・使用に関する対象者・対象面積の拡大を図る。